

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

総務大臣 林 芳正

(業務の分類及び定義)

第三条 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。

〔一〕四 略

五 移動業務 移動局（陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。第八号の二、次条第一項第六号、第七号の三、第十二号及び第十三号において同じ。）を移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。第八号及び第八号の三において「陸上移動受信設備」という。）を含む。）と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。

〔五〕八 略

八の二 携帯移動業務 携帯局（陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯し、移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。）を含む。次条第七号において同じ。）と携帯基地局との間又は携帯局相互間の無線通信業務をいう。

〔八の三〕二十 略

〔2〕・3 略

（免許を要しない無線局）

第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

〔一〕三 略

〔2〕・3 略

4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

〔一 略

二 次に掲げる条件に適合するものであって、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）

- (1) テレメーター(2)に規定する医療用テレメーターを除く。)用、テレコントロール(電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。)用及びデータ伝送(主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換をいい、(3)に規定する体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測並びに(4)に規定する国際輸送用データ伝送を除く。)用で使用するものであって、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

〔一〕(一) (三) 略

〔四〕 八四六・五MHzを超え八五四・五MHz以下の周波数

〔五〕 九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数

〔六〕 一、二二五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数

〔2〕(2) 略

(登録の対象とする無線局)

第十六条 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

(業務の分類及び定義)

第三条 〔同上〕

〔一〕四 同上

五 移動業務 移動局（陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。次条第一項第六号、第七号の三、第十二号及び第十三号において同じ。）を移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。第八号及び第八号の三において「陸上移動受信設備」という。）を含む。）と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。

〔五〕八 同上

八の二 携帯移動業務 携帯局と携帯基地局との間又は携帯局相互間の無線通信業務をいう。

〔八〕二十 同上

〔2〕・3 同上

（免許を要しない無線局）

第六条 〔同上〕

〔一〕三 同上

〔2〕・3 同上

4 〔同上〕

〔一 同上

二 〔同上〕

〔1〕 同上

〔一〕(一) (三) 同上

〔新設〕

〔四〕 九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数

〔五〕 一、二二五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数

〔2〕(2) 同上

(登録の対象とする無線局)

第十六条 〔同上〕

「二〇十一の二略」

十二 設備規則第四十九条の三十七に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯局

十三 設備規則第五十四条第二号及び同条第二号の二に規定する技術基準に係る無線設備（同

条第二号子の技術基準が適用されるものに限る。）を使用する簡易無線局

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

「二〇十一の二 同上」

「新設」

十二 設備規則第五十四条第二号及び同条第二号の二に規定する技術基準に係る無線設備（同

条第二号子の技術基準が適用されるものに限る。）を使用する簡易無線局

(無線局(基幹放送局を除く。))の開設の根本的基準の一部改正)

第二条 無線局(基幹放送局を除く。))の開設の根本的基準(昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(携帯局)</p> <p>第六条の二 携帯局は、左の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 その局は、左に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中運用することを目的とするものであり、且つ、当該船舶又は航空機の航行の安全を目的としないものであること。</p> <p>〔2〕・〔3〕 略</p> <p>〔二〕五 略</p>	<p>(携帯局)</p> <p>第六条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>(1) 地上若しくは海上又はそれらの上空のいずれかの二以上の区域にわたり、随時移動して運用することを目的とするものであり、且つ、当該船舶又は航空機の航行の安全を目的としないものであること。</p> <p>〔2〕・〔3〕 同上</p> <p>〔二〕五 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第三条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章〕第三章 略

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

〔第一節〕第四節の四 略

〔第四節の五〕八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備(第四十九条の七)

〔第四節の六〕第四節の三十一 略

第四節の三十三 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線局の無線設備(第四十九条の三十七)

〔第五節〕第九節 略

第五章 〔略〕

附則

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
〔一〕二十 略	〔略〕	〔略〕
七 次に掲げる送信設備	二〇	八〇
〔一〕(一) (八) 略		
〔九〕 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システム(八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された携帯局と特定小電力無線局との間で無線通信を行うシステムをいう。)の無線局の送信設備		
〔八〕二十 略		
二十一 第四十九条の七において無線設備の条件が定められている八〇〇MHz帯三次元測位システム(八五五MHzを超え八六〇MHz以下の周波数の電波を使用する携帯基地局が無線測位業務を併せて行うシステムをいう。以下同じ。)の無線局の送信設備	八七	四七
二十二 その他の送信設備	二〇	五〇

(人体にばく露される電波の許容値)

第十四条の二 人体(側頭部及び両手を除く。)にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

目次

〔第一章〕第三章 同上

第四章 〔同上〕

〔第一節〕第四節の四 同上

〔第四節の五〕削除

〔第四節の六〕第四節の三十一 同上

〔新設〕

〔第五節〕第九節 同上

第五章 〔同上〕

同上

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 〔同上〕

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
〔一〕二十 同上	〔同上〕	〔同上〕
七 〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔一〕(一) (八) 同上	〔新設〕	〔同上〕
〔八〕二十 同上		
二十一 その他の送信設備	二〇	五〇

(人体にばく露される電波の許容値)

第十四条の二 〔同上〕

一 無線局の無線設備（送信空中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1) 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線局、第四十九条の十四第七号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型及びインマルサットIoT型に限る。）、第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	[略]	[略]	[略]

[二・三 略]
[2～5 略]

（副次的に発する電波等の限度）

一 [同上]

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1) 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、第四十九条の十四第七号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型及びインマルサットIoT型に限る。）、第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	[同上]	[同上]	[同上]

[二・三 同上]
[2～5 同上]

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

36 「2～35 略」
 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの受信装置については、第一項の規定にかかわらず次のとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度(注)
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。)以下の値
七一〇MHzを超え八一五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
八一五MHzを超え八四五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
八四五MHzを超え八五五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
八五五MHzを超え八九〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
八九〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値

(注) 受信空中線利得が三デシベルを超える場合には、その超えた分を副次的に発する電波の限度から減じること。

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

「第一節 第四節の四 略」

第四節の五 八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備

(八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備)

第四十九条の七 八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用す

第二十四条 「同上」
 「2～35 同上」
 「新設」

第四章 「同上」

「第一節 第四節の四 同上」

第四節の五 削除

第四十九条の七 削除

る単向通信方式又は同報通信方式であること。

二 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

三 搬送波の周波数は、八五五 MHzを超え八六〇 MHz以下であること。

四 送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームで一フレーム）であること。

五 等価等方輻射電力は五七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

第四節の十一 特定小電力無線局の無線設備

（特定小電力無線局の無線設備）

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

「一〇五 略」

六 八四六・五 MHz以上八五四・五 MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

ハ 携帯局から制御を受けて通信を行うこと。

ニ 空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。ただし、単位チャンネル（中心周波数が八四七 MHz以上八五四 MHz以下の周波数のうち八四七 MHzに一 MHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が一 MHzのチャンネルをいう。）及びち並びに第四十九条の三七において同じ。）のうち中心周波数が八五四 MHzのものを含む構成の無線チャンネルを使用する場合は、二〇ミリワット以下であること。

ホ 送信空中線は、空中線利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が定格の送信空中線に二の空中線電力を加えたときの値（空中線電力の許容偏差を含む。）以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。なお、空中線利得が三デシベルを超える送信空中線は、その増加分を不要発射強度の許容値から減じなければならない。

ヘ 無線チャンネルは、発射する電波の占有周波数帯域幅が全て収まるものであり、単位チャンネルを使用するもの（同時使用可能なチャンネル数は、一、二、四又は八とする。）であること。ただし、複数の無線チャンネルを使用して同時に複数の無線局と通信しないこと。

ト 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びギヤリアセンスを備え付けていること。

第四節の十一 「同上」

（特定小電力無線局の無線設備）

第四十九条の十四 「同上」

「一〇五 同上」

「新設」

チ 占有周波数帯幅は(一)、 $0.00 \times n$ kHzとし、それぞれの空中線電力における隣接する単位チャネル内に輻射される平均電力(搬送波の周波数から(一)、 $0.00 \times n$ kHz離れた周波数の $\pm(5.00 \times n)$ kHzの帯域内に輻射される平均電力)は、搬送波の平均電力よりも二五デシベル以上低い値であること。また、次隣接する単位チャネル内(搬送波の周波数から(二)、 $0.00 \times n$ kHz離れた周波数の $\pm(5.00 \times n)$ kHzの帯域内に輻射される平均電力)に輻射される平均電力は、搬送波の平均電力より四〇デシベル以上低い値であること。なお、nは同時に使用する単位チャネル数であり、一、二、四又は八とする。

〔七〇〕十六 略

第四節の三十三 八〇〇 MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備

(八〇〇 MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備)

第四十九条の三十七 八〇〇 MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。
- 二 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。
- 三 周波数は、八四六・五 MHz以上八五四・五 MHz以下であること。
- 四 空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。ただし、中心周波数が八五四 MHzの単位チャネルを含む構成の無線チャネルを使用する場合は二〇ミリワット以下であること。
- 五 送信空中線は、親局(他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう)。(相当の携帯局については空中線利得が八デシベル以下、子局(親局から制御される無線局をいう)。(相当の携帯局については空中線利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が定格の送信空中線に前号の空中線電力を加えたときの値(空中線電力の許容偏差を含む)。(以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。なお、空中線利得が三デシベルを超える送信空中線は、その増加分を不要発射強度の許容値から減じなければならない。)
- 六 無線チャネルは、発射する電波の占有周波数帯幅が全て収まるものであり、単位チャネルを使用するもの(同時使用可能なチャネル数は、一、二、四又は八とする。)であること。ただし、複数の無線チャネルを使用して同時に複数の無線局と通信しないこと。
- 七 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置、識別符号及びキャリアセンスを備えていること。

〔六〇〕十五 同上

〔新設〕

〔新設〕

ハ 周波数帯幅は(1000×n)Hzとし、それぞれの空中線電力における隣接する単位チャネル内(搬送波の周波数から(1000×n)Hz離れた周波数の±(500×n)Hzの帯域内に輻射される平均電力)に輻射される平均電力は、搬送波の平均電力より0.15μW/n以上低く値であること。また、隣接する単位チャネル内(搬送波の周波数から(1000×n)Hz離れた周波数の±(500×n)Hzの帯域内に輻射される平均電力)に輻射される平均電力は、搬送波の平均電力より40dBm以上低く値であること。なお、可及同時に使用する単位チャネル数は、一、二、四又は八とする。

別表第一号(第5条関係)

【周波数の許容偏差の表略】

【注1～30 略】

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

【(1) 略】

(2) 850MHzを超え945MHz以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

【ア～カ 略】

エ 800MHz帯三次元測位システムの無線局の送信設備

次の式により求められる値を許容偏差とする。(fは、送信周波数(単位Hz)とする。)

ⅰ 空中線電力が38デシベル(1mWを0デシベルとする。ⅱ)において同じ。)を超えるもの $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

ⅱ 空中線電力が38デシベル以下のもの $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

【(3)～(5) 略】

【32～58 略】

59 800MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、20(10⁻⁶)とする。

別表第二号(第6条関係)

【第1～14 略】

第15 800MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、5MHzとする。

【第16～84 略】

第85 846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する携帯局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 空中線電力が20mW以下のもの 1000×n kHz

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル数で、一、二、四又は八とする。

2 空中線電力が20mWを超えるもの 1000×n kHz

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル数で、一、二又は四とする。

別表第一号(第5条関係)

【周波数の許容偏差の表同左】

【注1～30 同左】

31 【同左】

【(1) 同左】

(2) 850MHzを超え945MHz以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

【ア～カ 同左】

【新設】

【(3)～(5) 同左】

【32～58 同左】

【新設】

別表第二号(第6条関係)

【第1～14 同左】

第15 削除

【第16～84 同左】

【新設】

別表第三号 (第7条関係)

[1~17 略]

17の2 800MHz帯三次元測位システムの無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス放射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要放射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 帯域外領域におけるスプリアス放射の強度の許容値

離調周波数	帯域外領域におけるスプリアス放射の強度の許容値
50kHz以上5.05MHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5 - (7/5) \times (\Delta f - 0.05) \text{ dB}$ (1mWを0dBとする。以下この表及び(2)の表において同じ。) Δf は、送信周波数帯域の端(不要放射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要放射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数(単位MHz)とする。
5.05MHz以上10.05MHz未満	-12.5dB

注1 無線局が使用する周波数帯の端から10MHz未満の周波数範囲に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要放射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要放射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要放射の強度の許容値を適用する。

(2) スプリアス領域における不要放射の強度の許容値

周波数範囲	スプリアス領域における不要放射の強度の許容値
9kHz以上150kHz未満	任意の1kHzの帯域幅における平均電力が-13dB以下の値
150kHz以上30MHz未満	任意の10kHzの帯域幅における平均電力が-13dB以下の値
30MHz以上1GHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-13dB以下の値
1GHz以上12.75GHz未満(1884.5MHz以上1915.7MHz未満を除く。)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-13dB以下の値
1884.5MHz以上1915.7MHz未満	任意の300kHzの帯域幅における平均電力が-41dB以下の値

注 無線局が使用する周波数帯の端から10MHz以上の周波数範囲に限り適用する。

[18~66 略]

67 800MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局及び特定小電力無線局の送信設備の不要放射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要放射の強度の許容値(注1)
------	-----------------

別表第三号 (第7条関係)

[1~17 同左]

[新設]

[18~66 同左]

[新設]

710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB(1mWを0dBとする。以下この表において同じ。)以下の値
710MHzを超え815MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
815MHzを超え845MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-47dB以下の値
845MHzを超え855MHz以下(注2)	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値
855MHzを超え890MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値
890MHzを超え900MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
900MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-45dB以下の値
1,215MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-30dB以下の値

注1 送空中線利得が3dBを超える場合には、その超えた分を不要発射の強度の許容値から減じること。

注2 送信帯域・隣接チャネル・次隣接チャネルを除く。

68～73 [略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

67～72 [同上]

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕八十五 略

八十六 設備規則第四十九条の七においてその無線設備の条件が定められている八〇〇MHz帯

三次元測位システムの携帯基地局に使用するための無線設備

八十七 設備規則第四十九条の三七においてその無線設備の条件が定められている八〇〇MHz帯広域小電力無線システムの無線局に使用するための無線設備

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第八号及び第十三号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第三十号（設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する無線局に限る。）、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔1〕(2) 略

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

送受信装置		一 装置	
占有周波数帯幅	周波数	二 試験項目	三 測定器等
擬似音声発生器又は擬似信号発生器	周波数計又はスペクトル分析器	第一項 第八十号の五号の無線設備	第一項 第八十号の五号の無線設備
バンドメータ又は		第二項 第八十号の六号の無線設備	第二項 第八十号の六号の無線設備
		第三項 第八十号の七号の無線設備	第三項 第八十号の七号の無線設備
		四 特定無線設備の種別	
		〔略〕	

(特定無線設備等)

第二条 〔同上〕

〔一〕八十五 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 〔同上〕

〔同上〕

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第三十号（設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する無線局に限る。）、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備

別表第一号 〔同上〕

一 〔同上〕

〔1〕(2) 同上

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

送受信装置		一 装置	
占有周波数帯幅	周波数	二 試験項目	三 測定器等
擬似音声発生器又は擬似信号発生器	周波数計又はスペクトル分析器	第一項 第八十号の五号の無線設備	第一項 第八十号の五号の無線設備
バンドメータ又は		第二項 第八十号の六号の無線設備	第二項 第八十号の六号の無線設備
		第三項 第八十号の七号の無線設備	第三項 第八十号の七号の無線設備
		四 特定無線設備の種別	
		〔同上〕	

隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	プレエンファシス特性	変調衝撃係数	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	吸収電力密度	入射電力密度	比較収率	空中線電力	スプリアス発射又は不要発射の強度	はスペクトル分析器
低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクト	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 電力計	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 オシロスコープ	直線検波器又は変調度計	低周波発振器 比較収率測定装置	電界強度測定器	比較収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	スプリアス電力計又はスペクトル分析器	低周波発振器

○												○	○	
												○	○	
○												○	○	

隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	プレエンファシス特性	変調衝撃係数	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	吸収電力密度	入射電力密度	比較収率	空中線電力	スプリアス発射又は不要発射の強度	はスペクトル分析器
低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクト	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 電力計	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 オシロスコープ	直線検波器又は変調度計	低周波発振器 比較収率測定装置	電界強度測定器	比較収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	スプリアス電力計又はスペクトル分析器	低周波発振器

○												○	○	
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--

置 装 信 受																												
力	搬送波を送信していないときの電力	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器 又はスペクトル分析器	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	隣接チャンネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	局部発振器の周波数変動	周波数計	ダイエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	
						○																						
						○																						

置 装 信 受																												
力	搬送波を送信していないときの電力	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器 又はスペクトル分析器	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	隣接チャンネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	局部発振器の周波数変動	周波数計	ダイエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	
						○																						

【注1～3 略】

【ヤ・ハ 略】

【一・三 略】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号【R】及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【様式略】

【注1～3 略】

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い、次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
【略】	【略】
第2条第1項第85号に掲げる無線設備	VQ
第2条第1項第86号に掲げる無線設備	ZP
第2条第1項第87号に掲げる無線設備	YH

【5 略】

【注1～3 同左】

【ヤ・ハ 同左】

【一・三 同左】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

【同左】

【様式同左】

【注1～3 同左】

4 【同左】

特定無線設備の種別	記号
【同左】	【同左】
第2条第1項第85号に掲げる無線設備	VQ

【5 同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和十二年五月三十一日までの間における 800MHz 帯三次元測位システムの無線局に対する第三条の規定による改正後の設備規則第四十九条の七第三号の規定の適用については、同号中「搬送波の周波数は、 855MHz を超え 860MHz 以下であること。」とあるのは、「搬送波の周波数は、次のとおりであること

- イ 3MHz システムの場合 857MHz を超え 860MHz 以下
 - ロ 5MHz システムの場合 855MHz を超え 860MHz 以下
- 」とする。

第三条 この省令の施行の日から令和十二年五月三十一日までの間における 800MHz 帯三次元測位システムの無線局に対する第三条の規定による改正後の設備規則別表第二号第 5 の規定の適用については、同第 5 中「 80MHz 帯三次元測位システムの占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、 5MHz とする。」とあるのは「 80MHz 帯三次元測位システムの占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1	3 MHzシステムの場合	3 MHz
2	5 MHzシステムの場合	5 MHz

とする。

第四条 この省令の施行の日から令和十二年五月三十一日までの間における八〇〇MHz帯三次元測位システムが無線局に対する第三条による改正後の設備規則別表第三号の2の規定の適用については、同条の2中「

(1) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

離調周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
50kHz以上5.05MHz未満	<p>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値</p> $-5.5 - (7/5) \times (\Delta f - 0.05) \text{ dB}$ <p>(1mWを0dBとする。以下この表及び(2)の表において同じ。)</p> <p>Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。</p>

5. 05MHz以上10. 05MHz未満	-12. 5dB
-----------------------	----------

- 注1 無線局が使用する周波数帯の端から10MHz未満の周波数範囲に限り適用する。
- 2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。
- 3 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

周波数範囲	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
9kHz以上150kHz未満	任意の1kHzの帯域幅における平均電力が-13dB以下の値
150kHz以上30MHz未満	任意の10kHzの帯域幅における平均電力が-13dB以下の値
30MHz以上1GHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-13dB以下の値
1GHz以上12. 75GHz未満（1884. 5MHz以上1915. 7MHz未満を除く。）	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-13dB以下の値

1884.5MHz以上1915.7MHz未満	任意の300kHzの帯域幅における平均電力が-41dB以下の値
------------------------	---------------------------------

注1 無線局が使用する周波数帯の端から10MHz以上の周波数範囲に限り適用する。

」とあるのは、「

(1) 3MHzシステムの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

離調周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
50kHz以上3.05MHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-3.5 - (10/3) \times (\Delta f - 0.05) \text{ dB} \quad (1 \text{ mWを } 0 \text{ dBとする。以下この表、(2)の表及び(3)の表において同じ。})$ $\Delta f \text{ は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする（以下(2)の表において同じ。）。}$
3.05MHz以上6.05MHz未満	-13.5dB

- 注 1 無線局が使用する周波数帯の端から 6 MHz 未満の周波数範囲に限り適用する。
- 2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。
- 3 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 5 MHz システムの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

離調周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
50kHz 以上 5.05MHz 未満	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5 - (7/5) \times (\Delta f - 0.05) \text{ dB}$
5.05MHz 以上 10.05MHz 未満	-12.5dB

- 注 1 無線局が使用する周波数帯の端から 10MHz 未満の周波数範囲に限り適用する。
- 2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。
- 3 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(3) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

周波数範囲	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
9kHz 以上 150kHz 未満	任意の 1kHz の帯域幅における平均電力が -13dB 以下の値
150kHz 以上 30MHz 未満	任意の 10kHz の帯域幅における平均電力が -13dB 以下の値
30MHz 以上 1GHz 未満	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -13dB 以下の値
1GHz 以上 12.75GHz 未満（ 1884.5MHz 以上 1915.7MHz 未満を除く。）	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -13dB 以下の値
1884.5MHz 以上 1915.7MHz 未満	任意の 300kHz の帯域幅における平均電力が -41dB 以下の値

注 1 3MHzシステムにあつては、無線局が使用する周波数帯の端から6MHz以上の周波数範囲に限り適用する。

2 5MHzシステムにあつては、無線局が使用する周波数帯の端から10MHz以上の周波数範囲に限り適用する。

」とする。

第六条 この省令の施行の日から令和十一年五月三十一日までの間における八〇〇^ニ帯広帯域小電力無線システムの無線局に対する第三条の規定による改正後の設備規則第二十四条第三十六項の規定の適用については、同項の表中「八五五^ニ」を「八五〇^ニ」とする。また、改正後の設備規則第十四条、第四十九条の十四及び第四十九条の三七の規定の適用については、同条中「八五四・五^ニ」を、「八四八・五^ニ」とする。

第七条 この省令の施行の日から令和十一年五月三十一日までの間における八〇〇^ニ帯広帯域小電力無線システムの無線局に対する第三条の規定による改正後の設備規則別表第三号^ニの規定にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯

不要発射の強度の許容値 (注 1)

710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB (1mWを0dBとする。以下この表において同じ。)以下の値
710MHzを超え815MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
815MHzを超え845MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-47dB以下の値
845MHzを超え850MHz以下 (注2)	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値
850MHzを超え857MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-48dB以下の値
857MHzを超え890MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値
890MHzを超え900MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
900MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-45dB以下の値
1,215MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-30dB以下の値

注1 送信空中線利得が3dBを超える場合には、その超えた分を不要発射の強度の許容値から減じること。

注 2 送信帯域・隣接チャネル・次隣接チャネルを除く。

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前				
<p>八〇〇MHz帯三次元測位システム（設備規則第十四条に規定する八〇〇MHz帯三次元測位システムをいう。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <table border="1" data-bbox="1141 179 1300 1052"> <tr> <td data-bbox="1268 179 1300 369" style="text-align: center;">項目</td> <td data-bbox="1268 369 1300 1052" style="text-align: center;">特 性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1141 179 1268 369" style="text-align: center;">感度</td> <td data-bbox="1141 369 1268 1052"> <p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。）の受信電力が（一）九六・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> </td> </tr> </table>	項目	特 性	感度	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。）の受信電力が（一）九六・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	八 削 除
項目	特 性				
感度	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。）の受信電力が（一）九六・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>				
<p>備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>					

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分を順次これに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後

第2 周波数割当表
[1～7 略]

第1表 略
第2表 27.5MHz - 10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	226-235 移動 公共業務用 一般業務用		
[略]	810-845 J77 移動 J106	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
[略]	845-860 J77 移動 J106	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 小電力業務用	デジタルMCA陸上移動通信用の使用は、930-940MHz帯と対の二周波方式に限り、令和11年5月31日までに限る。 小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表9-1による。

第3表 10GHz - 3000GHz

[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	14.47-14.5 J39 J243		

【国内周波数分配の脚注 略】

変更前

第2 周波数割当表
[1～7 同左]

第1表 同左
第2表 27.5MHz - 10000MHz

[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	226-235 J21 J79 J80 移動 公共業務用 一般業務用		
[同左]	810-850 J77 移動 J106	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
[同左]	850-860 J77 移動 J106	一般業務用	デジタルMCA陸上移動通信用とし、930-940MHz帯と対の二周波方式に限る。 使用は令和11年5月31日までに限る。

第3表 10GHz - 3000GHz

[同左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	14.47-14.5 J243		

【国内周波数分配の脚注 同左】

【別表 1-1～別表 8-9 略】
別表 9-1 テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

【略】	
400MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が 5.8kHz 以下の無線設備
	426.028125MHz 以上 426.134375MHz 以下の周波数であって、426.028125MHz 及び 426.028125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え 8.5kHz 以下の無線設備	429.178125MHz 以上 429.734375MHz 以下の周波数であって、429.178125MHz 及び 429.178125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの
	429.815625MHz 以上 429.921875MHz 以下の周波数であって、429.815625MHz 及び 429.815625MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの。この場合において、429.815625MHz 及び 449.821875MHz は周波数制御用チャネルとする。
占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え 8.5kHz 以下の無線設備	449.840625MHz 以上 449.884375MHz 以下の周波数であって、449.840625MHz 及び 449.840625MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの。この場合において、449.884375MHz 及び 469.484375MHz は周波数制御用チャネルとする。
	426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数であって、426.025MHz 及び 426.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え 8.5kHz 以下の無線設備	429.175MHz 以上 429.7375MHz 以下の周波数であって、429.175MHz 及び 429.175MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
	429.8125MHz 以上 429.925MHz 以下の周波数であって、429.8125MHz 及び 429.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19.9MHz を加えたもの。この場合において、429.925MHz 及び 449.825MHz は周波数制御用チャネルとする。

【別表 1-1～別表 8-9 同左】
別表 9-1 【同左】

【同左】	
400MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が 5.8kHz 以下の無線設備
	426.028125MHz 以上 426.134375MHz 以下の周波数であって、426.028125MHz 及び 426.028125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え 8.5kHz 以下の無線設備	429.178125MHz 以上 429.734375MHz 以下の周波数であって、429.178125MHz 及び 429.178125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの
	429.815625MHz 以上 429.921875MHz 以下の周波数であって、429.815625MHz 及び 429.815625MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの。この場合において、429.815625MHz 及び 449.821875MHz は周波数制御用チャネルとする。
占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え 8.5kHz 以下の無線設備	449.840625MHz 以上 449.884375MHz 以下の周波数であって、449.840625MHz 及び 449.840625MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの。この場合において、449.884375MHz 及び 469.484375MHz は周波数制御用チャネルとする。
	426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数であって、426.025MHz 及び 426.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え 8.5kHz 以下の無線設備	429.175MHz 以上 429.7375MHz 以下の周波数であって、429.175MHz 及び 429.175MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
	429.8125MHz 以上 429.925MHz 以下の周波数であって、429.8125MHz 及び 429.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19.9MHz を加えたもの。この場合において、429.925MHz 及び 449.825MHz は周波数制御用チャネルとする。

	占有周波数帯幅が 8.5kHzを超え16kHz 以下の無線設備	449.8375MHz 以上 449.8875MHz 以下の周波数 であって、449.8375MHz 及び 449.8375MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれ に 19.6MHz を加えたもの。この場合におい て、449.8875MHz 及び 469.4875MHz は周波数 制御用チャネルとする。	800MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	847MHz 以上 854MHz 以下の周波数であって、 847MHz 及び 847MHz に 1 MHz の自然数倍を加 えたもの	426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz		占有周波数帯幅が 8.5kHzを超え16kHz 以下の無線設備	449.8375MHz 以上 449.8875MHz 以下の周波 数であって、449.8375MHz 及び 449.8375MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びに これに 19.6MHz を加えたもの。この場合に おいて、449.8875MHz 及び 469.4875MHz は 周波数制御用チャネルとする。	
【注 略】		【注 同左】		【注 同左】		【注 同左】		【注 同左】	
【別表 9-2～別表 11-3 略】					【別表 9-2～別表 11-3 同左】				
【国際周波数分配の脚注 略】					【国際周波数分配の脚注 同左】				
備考 表中「」の記号は注記を参照。									

○総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別紙2（第5条関係）	無線局の目的別審査基準	別紙2（第5条関係）	無線局の目的別審査基準
第1 略]		第1 同左]	
第2 陸上関係		第2 陸上関係	
1 電気通信業務用		1 同左]	
[(1)～(21) 略]		[(1)～(21) 同左]	
(22) 無線標準業務を併せて行う携帯基地局		[新設]	
ア 無線局の目的は、電気通信業務用であること。			
イ 通信事項は、電気通信業務用及び無線標準に関する事項を併せ持つものであること。			
ウ 通信の相手方は、三次元測位システムの受信設備若しくは免許人所属の受信設備又はこれらの組合せによるものであること。			
エ 850MHzを超え855MHz以下又は850MHzを超え857MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA事業者及び860MHzを超え890MHz以下の周波数の電波を使用する携帯電話事業者との間で、有害な混信の回避等について調整が行われていること。			
[第3～第5 略]		[第3～第5 同左]	

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 義正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>二 送信時間制限装置は、次のとおりであること。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>1 送信時間制限装置（四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下（設備規則第四十九条の第十四第五号口に規定するものに限る。））、八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下、九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下及び五七GHzを超え六四GHz以下（設備規則第四十九条の第十四第十三号に規定するものに限る。）の周波数の電波を使用する無線設備のものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内（その発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。）</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔2〕5 略〕</p> <p>三 キャリアセンスは、次のとおりであること。</p> <p>〔1〕5 略〕</p> <p>6 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線設備にあつては、次のとおりであること。</p> <p>(1) 無線設備は新たな送信に先立ち、キャリアセンスによる干渉確認を実行した後、送信を開始すること。</p> <p>(2) キャリアセンスの受信時間は、二一マイクロ秒以上であること。</p> <p>(3) 給電線入力点における受信入力電力の値が電波を放射しようとする周波数帯域において、一MHz当たり（一）七五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とし、これを超える場合には、電波の放射を行わないものであること。</p> <p>(4) 他の無線設備からの要求（送信しようとする無線チャネルについてキャリアセンスを行ったものに限る。）に応答する場合であつて、要求の受信を完了した後二〇〇マイクロ秒以内の送信については、キャリアセンスを要しない。</p> <p>〔四〕七 略〕</p>	<p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>1 送信時間制限装置（四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下（設備規則第四十九条の第十四第五号口に規定するものに限る。））、九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下及び五七GHzを超え六四GHz以下（設備規則第四十九条の第十四第十二号に規定するものに限る。）の周波数の電波を使用する無線設備のものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内（その発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。）</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔2〕5 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔1〕5 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔四〕七 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の三十七第七号の規定に基づき、八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の送信時間制限装置、識別符号及びキャリアセンスの技術的条件を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の三十七第七号の規定に基づき、八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を次のように定める。

一 送信時間制限装置は、電波を発射してから送信時間一〇〇ミリ秒以内にその電波の発射を停止するものであること。

二 識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第八条第一項第三号に規定する識別信号以外のものをいう。）を自動的に送信し、又は受信するものであること。

三 端末設備等規則第九条の規定に基づき、端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用するものは、48ビット以上の識別符号を有すること。また、次号(4)の場合を除き、次号(3)の方法で使用する電波の空き状態について判定を行い、空き状態の時のみ通信路を設定す

るものであること。

四 キャリアセンスは、次に掲げる技術的条件に適合するものであること。

- (1) 無線設備は新たな送信に先立ち、キャリアセンスによる干渉確認を実行した後、送信を開始すること。
- (2) キャリアセンスの受信時間は、二二二マイクロ秒以上であること。
- (3) 給電線入力点における受信入力電力の値が電波を放射しようとする周波数帯域において、一あたり（一）七五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとし、これを超える場合には、MHz電波の放射を行わないものであること。
- (4) 他の無線設備からの要求（送信しようとする無線チャネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。）に応答する場合であって、要求の受信を完了した後二〇〇マイクロ秒以内の送信については、キャリアセンスを要しない。

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
一 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用 「1・2 略」 3 八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		「1 同上」 「1・2 同上」 「新設」	
周波数	空中線電力	備考	
中心周波数が八四七MHz以上八五三MHz以下の周波数のうち八四七MHzに1MHzの整数倍を加えたもの	二〇ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式	
中心周波数が八四七MHz以上八五四MHz以下の周波数のうち八四七MHzに1MHzの整数倍を加えたもの	二〇ミリワット以下		
4 「略」			3 「同上」
5 「略」			4 「同上」
6 「略」			5 「同上」
「二〇十四 略」			「二〇十四 同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注36の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十二号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
【略】	【略】
八 806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20(10 ⁻⁶)
九 846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20(10 ⁻⁶)
十 915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備。ただし、一の単位チャネル(中心周波数が916MHz以上928MHz以下の周波数にあつては、916MHzに200kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が200kHzのチャネルを、928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数にあつては、928.15MHzに100kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が100kHzのチャネルをいう。)を使用するものにあつては、指定周波数帯によることができる。	20(10 ⁻⁶)
十一 1.216MHzを超え1.217MHz以下又は1.252MHzを超え1.253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、告示第42号第1項第5号(二)のもの	3(10 ⁻⁶)

【同左】

特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
【同左】	【同左】
八 806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20(10 ⁻⁶)
九 915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備。ただし、一の単位チャネル(中心周波数が916MHz以上928MHz以下の周波数にあつては、916MHzに200kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が200kHzのチャネルを、928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数にあつては、928.15MHzに100kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が100kHzのチャネルをいう。)を使用するものにあつては、指定周波数帯によることができる。	20(10 ⁻⁶)
十一 1.216MHzを超え1.217MHz以下又は1.252MHzを超え1.253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、告示第42号第1項第5号(二)のもの	3(10 ⁻⁶)

備考 表中の「」の記載は登記による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

[同左]

特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
[略]	[略]
十 806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	
1 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものを除く。)のもの	110kHz
2 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものに限る。)、位相変調又は直交振幅変調のもの	192kHz
十一 846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	
1 空中線電力が20mWを超え200mW以下のもの	(1000×n)kHz(注2)
2 空中線電力が20mW以下のもの	(1000×n)kHz(注3)
十二 [略]	(200×n)kHz(注4)
十二の二 [略]	(200×n)kHz(注5)
十三 [略]	(100×n)kHz(注6)
十四～二十二 [略]	[略]

特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
[同左]	[同左]
十 806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	
1 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものを除く。)のもの	110kHz
2 変調方式が周波数変調(周波数偏移変調のものに限る。)、位相変調又は直交振幅変調のもの	192kHz
十一 [同左]	(200×n)kHz(注2)
十一の二 [同左]	(200×n)kHz(注3)
十二 [同左]	(100×n)kHz(注4)
十三～二十一 [同左]	[同左]

[注1 略]

[注1 同左]

[新設]

注2 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル(中心周波数が847MHz以上853MHz以下の周波数のうち847MHzに1MHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が1MHzのチャネルをいう。)の数であり、一、二又は四とする。

[新設]

注3 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル(中心周波数が847MHz以上854MHz以下の周波数のうち847MHzに1MHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が1MHzのチャネルをいう。)の数であり、一、二、四又は八とする。

注4 [略]

注5 [略]

注6 [略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

注2 [同左]

注3 [同左]

注4 [同左]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同規則第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（識別信号の条件等及び同規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>〔一〕略</p> <p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p> <p>使用する無線設備の区別</p>	<p>二 〔同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>使用する無線設備の区別</p>
<p>〔一・二〕略</p> <p>三 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備</p>	<p>〔一・二〕同上</p> <p>三 〔同上〕</p>
<p>〔四〕十一略</p> <p>〔三〕五略</p>	<p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕 八四六・五五以上八五四 (2) 〔略〕 ・五五以下の周波数の電波を使用するものにあつては、電波を放射しようとする周波数帯域において、受信機入力電力が一五(あたり)七五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合に判定を行う。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p>	<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</p> <p>〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕 〔新設〕</p> <p>(2) 〔同上〕</p> <p>(3) 〔同上〕</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。